

京都市告示第106号

京都市景観・まちづくりセンター条例第13条，京都市市民活動総合センター条例第15条，京都市福祉ボランティアセンター条例第15条及び京都市長寿すこやかセンター条例第13条の規定に基づき，平成17年4月1日から平成18年3月31日まで京都市景観・まちづくりセンター，京都市市民活動総合センター，京都市福祉ボランティアセンター及び京都市長寿すこやかセンターの図書コーナー（以下「図書コーナー」という。）の管理並びに京都市景観・まちづくりセンターの一部の管理を次のとおり委託します。

平成17年4月1日

京都市長 榎本頼兼

| 受託者の名称              | 所在地                       | 委託する事務の範囲等  |
|---------------------|---------------------------|---|
| 財団法人京都市景観・まちづくりセンター | 京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地の1 | <ol style="list-style-type: none"><li>1 図書コーナー並びに京都市景観・まちづくりセンターの相談室，京のまちかど展示コーナー，まちづくり交流サロン，まちづくり工房及び事務室（以下「センター専用部分」という。）を設置目的に従って利用に供すること。</li><li>2 図書コーナー並びにセンター専用部分の施設，付属設備及びその他の物品の維持管理及び安全に関すること。</li><li>3 前各号に掲げるもののほか，図書コーナー並びにセンター専用部分の管理等に関し，市長が必要と認める事項</li></ol> |

（都市計画局都市企画部都市づくり推進課）